

# 富士吉田ブランド認定 応募要項

---

平成30年2月  
富士吉田ブランド評議委員会

## ①「富士吉田ブランド」とは

### ■定義

世界が認める富士山。その麓にあるまちとして。そこから生まれる魅力を届ける。

富士山が世界文化遺産に登録され、国内外からの注目を浴びている現在、富士吉田市には多くの観光客が訪れています。

富士吉田市は、富士山の麓のまちということで、昔から神聖な場所として伝統を守り、その文化を支えてきました。

麓から湧き出る水は、各産業に多くの恩恵をもたらし、富士吉田、さらに富士北麓地域を育てまさに富士山と共に発展してきました。

しかし、富士吉田自体の知名度はまだまだ低く、地域の魅力を十分伝えきれていません。そこで、富士吉田ならではの魅力を知ってもらう為、地域の伝統や文化を見つめ直し、発信していくプロジェクトとして「富士吉田ブランド」を立ち上げ多くの人に届けていきます。

### ■ブランドの基本理念

メインコンセプト 「つなぐ。富士吉田」

長い年月を積み重ね、日本を象徴するシンボルとなった富士山。

その日本一の資産は、地域のみならず世界中の人々を魅了し、想いや人をつなげてきました。富士の麓のまち、富士吉田は、富士山と共に歴史を歩んできた地域として、伝統や文化によって生み出された魅力を多くの人へ、そして、未来へとつなげていきます。

### ■認定マーク

#### 富士吉田ブランド認定マーク

富士吉田の「富」と「吉田」の文字のフォルムを主軸に構成しています。

また、「富」を「冨」とする事で唯一無二のブランドマークとしています。金鳥居で使用されているしめ縄のイメージでメインコンセプトの「つなぐ」を表現しており、全体イメージを富士山のフォルムとする事で「富士吉田は、富士山と共にある。」ということ伝えていきます。



認定  
富士吉田  
ブランド

## ② 認定とは

富士山北麓に位置する「富士吉田市」は、室町時代後期から多くの人々が、登山の玄関口として訪れ、富士山世界遺産構成資産「北口本宮富士浅間神社」「御師住宅」も存在する、富士山信仰のまちとして知られています。

富士吉田には、伝統の技から生まれ、長い歴史の中で人々が考え生み出した素晴らしい「モノ」「食」「コト」があります。

それらの多くは、地域に密着し、私たちには当たり前の存在となっているものの、国内外の多くの方々にはあまり知られていません。

先人たちが築き、伝え、育んできた富士吉田の伝統を、地域ブランドとして確立すべく、このたび富士吉田商工会議所は「富士吉田ブランド認定制度」を策定しました。

世界遺産富士山に鍛え上げられた「MADE IN FUJIYOSHIDA」のクオリティが、富士吉田の知名度向上につながり、世界に通用するブランドとして確立されることを目指し、富士吉田、富士北麓エリア特有の伝統と文化、ブランドアイデンティティを体現するような商品及びサービスなどを、認定基準に基づいて「富士吉田ブランド」として認定するものです。

「富士吉田ブランドの価値を向上させ、広く国内外に認知が広まることを目指しています。

## ③ 認定対象

下記の(1)～(4)に関連する商品及びサービス

- (1) 農林水産分野
- (2) 工芸品・工業製品分野
- (3) 加工食品分野
- (4) サービス分野

## ④ 認定基準

下記の認定基準をすべて満たすことが必要です。

- ・将来性 未来へつながる事業・商材・取り組みである事
- ・地域性 富士吉田の素材を使用、又は富士吉田で製造している事
- ・品質性 形状的・品質的・技術的に優れている事
- ・環境性 環境への配慮がされている事
- ・信頼性 衛生面や法令順守において信頼でき、多くの消費者に愛されている事

なお、下記の事項に該当すると認められる場合は、認定対象外とします。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 富士吉田ブランド評議委員会(以下「評議委員会」という。)及びブランドマークをおとしめると

認められるとき。

(6)前各号に掲げる場合のほかブランドマークの利用を不相当と認めるとき。

#### ⑤ 認定について

「富士吉田ブランド」の認定については、事業者等からの申請を受け、その申請に係る商品やサービスなどが認定基準を満たしているか審査し、評議委員会(審査委員会)が認定します。

#### ⑥ 審査結果について

審査の結果、申請された商品やサービスなどを「富士吉田ブランド」として認定した場合は、評議委員会が利用許諾通知書を交付します。

また、「富士吉田ブランド」として認定されなかった場合は、その旨を文書でお知らせします。

#### ⑦ 認定後について

(1)富士吉田ブランド公式サイト(以下「公式サイト」という。)へ掲載します。

(2)認定を受けた商品等については、展示会への出展、販売先の支援等を行います。

(3)認定品に添付できるタグ、シールを利用用途により100部提供します。初回配布分終了後は有料にて販売いたします。

(4)平成30年度は無料、ただし平成31年度から登録料として15,000円(小模事業者以外は30,000円)、更新登録料10,000円(小規模事業者以外は20,000円)を徴収します。

(5)認定物について「富士吉田ブランド」の名称及びブランドマークを使用することができます。

なお、下記の使用ルールを遵守してください。

○ 評議委員会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

○ 利用許諾を受けた用途のみに使用すること。

○ 利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。

○ 利用に当たっては、マニュアルに沿って明示すること。

○ 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに連合に提出すること。

ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

○ 利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

## ⑧ 認定の取り消し

以下の場合に適合した場合は、認定を取り消すことがあります。\_

### 〈取消理由〉

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき
- (2) 使用ルールを遵守していないと認められたとき
- (3) 虚偽の申請により、認定を受けたとき
- (4) その他「富士吉田ブランド」の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

## ⑨ 応募方法

所定の様式(公式サイトからダウンロード)に必要な事項を記入の上、富士吉田ブランド評議委員会事務局へご提出ください。

### 【受付窓口】

富士吉田ブランド評議委員会事務局(富士吉田商工会議所)

〒403-0004

山梨県富士吉田市下吉田7-27-29

富士吉田商工会議所 ブランド認定担当

### 【提出資料】

○ 富士吉田ブランド認定申請書

※ 様式は公式サイトからダウンロードしてください。

### 【注意事項】

○ 提出いただいた認定申請書に記入されている内容を基にしますので、「申請する商品及びサービスの概要」、「審査項目に関する事項」など認定基準の適合性については、詳しくご記入ください。

○ 審査に当たっては、申請サンプルがありましたら提出いただきます。詳細については、応募書類受領後に連絡いたします。

○ 応募書類及び申請サンプルは返却いたしません。

○ 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

## ⑪ 問い合わせ先

富士吉田ブランド評議委員会事務局 富士吉田商工会議所 ブランド認定担当

Tel:0555-24-7111 Fax:0555-22-6851 受付時間:8:30~17:15(土曜・日曜・祝日を除く)

## ⑫ その他

(1)この要項に定めるもののほか、富士吉田ブランドマークの認定に必要な事項は、委員長が別に定めます。

(2)その他詳細につきましては富士吉田ブランドマニュアルをご参照下さい